

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 山口市における庁内の推進体制について

1) 第2期山口市中心市街地活性化基本計画策定委員会の設置

新たな中心市街地活性化基本計画を策定するに当たり、庁内の中心市街地活性化に係る部局からなる庁内の連絡調整のための組織として、第2期山口市中心市街地活性化基本計画策定委員会を設置しています。

策定委員会における検討経過

年月日	会議名・議題等
平成25年6月5日	第1回策定委員会（委員会・幹事会） ・ 現行施策の概要について ・ 第2期計画策定体制について ・ 今後のスケジュールについて ・ 第2期計画の骨子について
平成25年7月10日	第2回策定委員会（幹事会） ・ 第2期計画想定事業について
平成25年8月23日	第3回策定委員会（委員会・幹事会） ・ 第2期計画（案）について
平成25年11月5日	第4回策定委員会（委員会・幹事会） ・ 第2期計画（案）について

第2期山口市中心市街地活性化基本計画策定委員会名簿

区分	所属・役職
会長	都市整備部長
副会長	都市整備部次長
委員	総合政策部次長
〃	地域振興部次長
〃	健康福祉部次長
〃	経済産業部次長
幹事長	都市整備部中心市街地活性化推進室長
副幹事長	都市整備部中心市街地活性化推進室次長（都市計画課長）
副幹事長	都市整備部中心市街地活性化推進室次長（建築課長）
幹事	総合政策部企画経営課長
〃	総合政策部財政課長
〃	総合政策部文化政策課長
〃	地域振興部協働推進課長
〃	地域振興部交通政策課長
〃	健康福祉部高齢・障害福祉課長

〃	健康福祉部こども家庭課長
〃	経済産業部観光課長
〃	経済産業部商工振興課長
〃	都市整備部都市整備課長
〃	都市整備部道路河川管理課長
〃	都市整備部道路河川建設課長
〃	都市整備部開発指導課長

(2) 山口市議会における中心市街地活性化に関する審議又は討議の内容

山口市議会における、中心市街地の活性化に関しての質問に対し、以下のとおり答弁しています。

山口市議会における検討経過

年月日	審議、討議内容
平成 25 年 6 月議会	<p><b>一般質問</b></p> <p>「中心市街地の活性化は重要な施策であり、官民連携して引き続き取り組んでいく必要があると考える。その中で山口駅や駅通り商店街の景観に配慮した整備が必要であると考えているがどうか。」</p> <p>「現在策定中である第 2 期中心市街地活性化計画において、中心商店街のにぎわいの創出につながるイベント開催事業について、どのように位置付けていくのか。また、官民一体となったイベントの開催について、今後の取り組みをどのように考えているのか。」</p> <p><b>答弁要旨</b></p> <p>本市は平成 1 8 年度に策定公表いたしました中心市街地活性化基本計画に基づき、官民連携して様々な事業に取り組んでまいりました。</p> <p>引き続き中心市街地の活性化に積極的に取り組んでいくため、今年度中に実効性のある第 2 期計画を策定することとし、現在、中心市街地活性化協議会と連携しながら策定作業を進めているところでございます。</p> <p>J R 山口駅や県道山口秋穂線沿いの景観に配慮した取り組みにつきましても、協議会や関係機関と協議してまいりたいと考えております。</p> <p>また、中心商店街のにぎわいの創出についてでございますが、集客力のあるイベントの開催は、商店街の魅力的空間を実感できることはもとより、新たな来街者の増加に繋がる中心商店街振興の重要なツールでございます。</p> <p>本市といたしましても、支援を引き続き行うとともに、新たなにぎわい創出に向けた方策につきましても、十分連携・協議してまいる考えでございます。</p>
平成 25 年 9 月議会	<p><b>一般質問</b></p> <p>「平成 1 9 年 5 月に中心市街地活性化基本計画の認定を受けて活性化に取り組まれているが、当該計画の 3 つの目標指標の状況を含め、全体的な総括を伺う。」</p>

	<p>「第2期計画における目標指標の考え方を伺う。1期計画の検証を踏まえ、新たな指標を検討すべきだと思うが市の考えを伺う。」</p> <p><b>答弁要旨</b></p> <p>第1期中心市街地活性化基本計画におきましては、休日の商店街通行量、小売業年間商品販売額、居住人口の3つを目標指標としておりました。</p> <p>商店街通行量につきましては、目標56,000人に対し、54,411人となっており、達成率は97.2%でございました。小売業年間商品販売額につきましては目標110億円に対し、99億5千3百万円となっており、達成率は90.5%でございました。居住人口につきましては、目標4,200人に対し、4,306人となっており、目標を達成しております。</p> <p>以上のように、3つの指標のうち2つは目標を達成することができませんでしたが、にぎわいの創出や定住人口の増加、地域経済への波及効果など一定の成果を得ることができたものと考えておりました。引き続き中心市街地の魅力を高め、さらなる活性化に取り組んでまいり考えてまいります。</p> <p>次に、第2期計画の指標でございますが、商店街通行量につきましては、今後にもぎわいのある中心市街地としていく必要があることから、引き続き設定してまいりたいと考えております。</p> <p>さらに、商業機能の活性化指標として、増加した空き店舗等の課題に対応し、魅力的な店舗の出店を促進する必要があることから、中心商店街の空き店舗数の改善を新たな指標として検討しているところでございます。</p> <p>また、居住人口につきましては、各事業の直接的な効果を図る観点から、区域内の転入と転出の差である社会増減の増加を新たな指標として検討しているところでございます。</p> <p>計画における指標は、まちづくりの考え方や成果を測る重要な要素でございますので、中心市街地活性化協議会等に御意見をいただきながら、適切な指標を設定してまいりたいと考えております。</p>
平成 25 年 12 月 議会	<p><b>一般質問</b></p> <p>第2期山口市中心市街地活性化基本計画（案）が示された。これは渡辺市政3期目における市街地活性化の方針となると思うが、第1期計画の総括と、市長として第2期計画にこめた思いを伺う。</p> <p><b>答弁要旨</b></p> <p>本市におきましては、現行の中心市街地活性化法に基づき、第1期の中心市街地活性化基本計画を策定いたしました。</p> <p>平成19年5月に内閣総理大臣の認定をいただき、官民連携して中心市街地の活性化に取り組んでまいりました。</p> <p>この間、中心商店街の西の核として「どうもんパーク」を、東の核と</p>

して「マルシェ中市」、「和楽の咲都（わらくのさと）」を整備いたしまして、商業の活性化を図り、その効果が発現している状況でございます。

また、「一の坂川周辺地区整備事業」により景観に配慮した高質空間の形成を行い、回遊性の向上や市民が憩える空間の創出を図ってまいりました。

さらに、まちなか居住の促進策として、3棟の借上型市営住宅を整備するとともに民間マンションの供給等もあり、中心市街地における居住人口の増加を図ることができました。

計画期間中は、社会経済情勢の悪化や郊外店の立地等中心市街地にとって厳しい状況が続いておりましたが、こうした活性化策の結果、賑わいの創出や居住人口の増加、地域経済への波及効果など一定の成果を得ることができたものと考えております。

次に、第2期計画にこめた思いでございますが、本市が将来を展望した大胆な取組みとして「広域県央中核都市づくり」を進めていく上で、中心市街地の活性化は、山口都市核づくりの中核的な役割を担う重要な政策でございます。

また、高齢社会、人口減少社会を迎えた現在、高齢者を含む多くの方々が快適で暮らしやすいまちをつくるためには、人々が徒歩や自転車中心で暮らせる範囲内に、都市機能や生活基盤が集約されたコンパクトなまちづくりを進めていく必要がございます。

中心市街地はこれまで多くの資本投与が行われており、商店街などの商業機能に加え、公共交通ネットワークやインフラなど多くの機能が備わっており、コンパクトなまちづくりの最適地と言えます。

こうしたことから、実効性のある第2期計画を策定いたしまして、引き続き中心市街地の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

第2期計画においては、第1期計画の課題や中心市街地の現状、市民ニーズ等を踏まえ、5年という計画期間の中で戦略的、効果的に事業を進めてまいります。

具体的には、商業施設と一体化した共同住宅の整備による商業の活性化やまちなか居住の促進、空き店舗対策による店舗の誘致やイベント支援による賑わいの創出、一の坂川交通交流広場整備による周辺ゾーンとの回遊性の向上や交通アクセス機能の強化、さらには密集市街地における居住環境の改善などに取り組んでまいりたいと考えております。

中心市街地は、歴史や文化、伝統を併せ持つ山口の「まちの顔」と言える地でございます。

この地が魅力を持ち続けることは、本市全体の発展にもつながるものと考えておりますので、今後とも中心市街地活性化協議会や商工会議所、商店街等の関係団体と緊密に連携をとりながら中心市街地の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

### (3) 山口市公共交通委員会

山口市の交通政策を総合的に調査審議し、まちづくりと連動した交通政策を推進することを目的に設置されたもので、学識経験者、中国運輸局、交通事業者、関係団体代表、公募市民等で構成されています。

主には、山口市市民交通計画（平成 19 年 9 月策定・公表）に基づく事業の実施や、評価、改善等を行っています。

#### 山口市公共交通委員会の開催状況

年 度	議 事 内 容
平成 20 年度	・ 南部地域の公共交通体系の再編について ・ コミュニティタクシーについて ・ グループタクシー実証実験について
平成 21 年度	・ 山口市民公共交通週間について ・ モビリティマネジメント事業について ・ コミュニティタクシーについて ・ グループタクシー実証実験について
平成 22 年度	・ コミュニティタクシーの本格運行基準について ・ 地域検討会の開催状況について
平成 23 年度	・ 山口駅のバリアフリー化について ・ 山口都市核からの空港連絡バスについて
平成 24 年度	・ 中心商店街と路線バス、タクシーとのタイアップについて ・ 山口・小郡間をはじめとした路線バスの充実について ・ バス停上屋の整備について
平成 25 年度	・ 都市核間幹線バス活性化促進事業について ・ 山口市民公共交通週間について

#### 山口市公共交通委員会委員

山口市副市長
学識経験者
山口市自治会連合会
公募市民 4 名
国土交通省中国運輸局山口運輸支局
国土交通省山口河川国道事務所
山口県商工労働部交通政策課
山口県警察本部
山口県防府土木建築事務所
西日本旅客鉄道株式会社
山口市社会福祉協議会
山口商工会議所

一般乗用旅客自動車運送事業者
一般乗合旅客自動車運送事業者

## [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

### (1) 山口市中心市街地活性化協議会の概要

#### 1) 組織の概要

山口商工会議所と(株)街づくり山口が中心となり、平成18年9月25日に山口市中心市街地活性化協議会を設立しており、山口市中心市街地活性化協議会の構成員、規約、会議録については、事務局である山口商工会議所ホームページにて公表し、会議は原則公開としています。

現在の協議会の構成は都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者、経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者を含む17団体で構成されています。

協議については、全会員出席の全体会議と下部組織の運営幹事会があり、必要に応じて専門部会を設置して協議することとしています。

#### 2) 協議会の役割

協議会の役割は、基本計画の作成段階、認定後及び実施に関して必要な事項やその他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議し、市に対して意見を述べることができるとともに、特定民間中心市街地活性化事業計画に係る協議を行い、各プロジェクトの進捗状況や評価等について、協議し、新たな施策の方向性等を提言することとしています。

平成18年に設立されて以降、継続的に協議を重ねられており、第2期山口市中心市街地活性化基本計画に定める事項に関しては、平成25年11月19日に山口市に対して意見書が提出されました。

#### ・ 中心市街地の活性化に関する法律第15条第3項の規定への適合

山口市中心市街地活性化協議会の内容については、事務局となっている山口商工会議所のホームページにおいて、規約、構成員、会議録を公表しています。

山口市中心市街地活性化協議会のホームページ URL

<http://www.yamacci.or.jp/oshirase/chushinshigaichi/index.html>

#### ・ 中心市街地の活性化に関する法律第15条第4項、第5項の規定への適合

設立から現在までのところ、山口市中心市街地活性化協議会への新たな参加の申し出はありません。また、参加の申し出を拒んだこともありません。

#### 3) タウンマネージャーの設置

協議会において、平成23年からタウンマネージャーを設置しています。

タウンマネージャーは、関係者間の意見調整を円滑に進め、認定基本計画等を実施するために先導的な役割を担い、協議会、行政等と一体となって中心市街地の活性化にあたることとしています。

(2) 山口市中心市街地活性化協議会による意見書（平成25年11月19日）

第2期山口市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

1. はじめに

全国的に、モータリゼーションの進展や郊外開発、居住人口の減少等の影響から中心市街地のコミュニティ機能の低下、商機能の衰退が進みつつある。

山口市の中心市街地においては、山口市中心市街地活性化基本計画（以下「第1期計画」という。）に位置付けた取り組み等により、居住人口については、目標値を達成することができたものの、商店街通行量や小売業年間商品販売額については、目標値の達成に至っておらず、これまでの衰退傾向に歯止めを掛けていると一定の評価はできるものの、依然として中心市街地を取り巻く環境は厳しい状況である。

このような状況の中、今後の中心市街地活性化の方針及び具体的な取り組みを定めた第2期山口市中心市街地活性化基本計画（案）（以下「第2期計画（案）」という。）について、中心市街地活性化協議会における、これまでの討議や関係する団体等からの意見交換を踏まえ、次のとおり意見を述べるものである。

2. 本協議会の意見

第2期計画（案）について、東西の核に加え、南北のゲート機能を強化することが謳われており、中心市街地が点から面へと整備されようとしている。また、居住人口の増加に資する事業に併せ、住まい手にも意識され、密集市街地の改善等にも着手されることにより、良質な住環境の整備が進み、中心市街地全体の底上げが期待できることから、総じて評価できる内容となっている。

以下の本協議会意見の一部については、今後本協議会において議論を進めていく中で、事業化に向けて調整が整った場合は、第2期計画（案）の変更をして盛り込むなど、柔軟な対応をお願いしたい。

(1) 回遊性の向上について

北のゲート機能である公設・川端市場跡地を含む一の坂川周辺地区の整備が進むことにより、これまで分断されていた大内文化ゾーンと中心市街地間の回遊性の向上に大いに期待しており、効果を促進させる施策の推進に努めていただきたい。また、南のゲート機能を果たすJR山口駅周辺についても公共交通の結節点であり起点であることから、駅通りを含む機能強化に努めていただきたい。

(2) まちなか居住の促進について

第2期計画（案）に位置付けた事業により居住人口の増加が期待されるが、更なる効率的かつ効果的な定住施策について検討していただきたい。

(3) 既存ストック（地域資源）の活用について

中心商店街の空き店舗については、引き続き商店街・商工会議所・市における連携のもと、積極的に魅力的なテナントの出店を促進する必要があり、イベント等の臨時的な取り組みや市民ニーズに基づいた用途変更についての活用も相互協力のもと進めていくべきである。また、山口市の歴史・文化・自然・景観等を活かした取り組みに努めていただきたい。

(4) 交通アクセス・公共交通について

中心市街地を形成する幹線道路については十分な整備が成されているが、バリアフリー対応が必要な道路や緊急車両の進入が困難な細街路については、利用者の利便性や住まい手である住民等の意見を踏まえて対応していく必要がある。また、鉄道やバス、タクシー等の公共交通や来街者用駐車場等、中心市街地への交通アクセスのあり方についても検討を進めていくべきと考える。

### 3. おわりに

第2期計画（案）については、これまで様々な方からの意見や本協議会における協議により作成されてきたものであるが、今後、この計画に沿って様々な取り組みが実施される中で、これまで以上に関係者間での協議や意見交換、横断的な組織連携が重要であると感じている。

また、主役である市民の方々の理解があって成り立つ政策であることから、市民への積極的な情報提供や啓発活動についても本協議会と一体となって実施し、官と民の役割分担のもと、にぎわいのある快適に暮らせる中心市街地の形成に努めていただきたい。

### (3) 構成員、開催状況、規約に関する資料

#### 1) 山口市中心市街地活性化協議会構成員について

##### 山口市中心市街地活性化協議会構成員

No.	構成員団体名	協議会委員
1	山口商工会議所	会頭
2	山口商工会議所	副会頭
3	山口商工会議所	専務理事
4	(株)街づくり山口	代表取締役
5	山口市商店街連合会	副会長
6	道場門前商店街振興組合	理事長
7	中市商店街振興組合	理事長
8	協同組合米屋町振興会	理事長
9	山口中心市街地まちづくり推進協議会	会長
10	湯田温泉まちづくり協議会	会長
11	山口市	山口市都市整備部長
12	山口金融懇談会	金融懇談会会長
13	山口大学	工学部教授
14	NPO法人山口まちづくりセンター	センター長
15	西日本旅客鉄道(株)山口鉄道部	山口鉄道部部長
16	山口建築設計フォーラム協同組合	代表理事
17	山口市消費生活研究会	代表
18	株式会社山口井筒屋	店長
19	生活協同組合コープやまぐち	会長

(オブザーバー)	
1	山口県 山口県土木建築部都市計画課長
2	山口県 山口県商工労働部商政課長
3	山口警察署 山口警察署長

※平成 25 年 11 月現在

## 2) 開催状況について

### 山口市中心市街地活性化協議会開催状況

#### ○全体会議

年月日	議題
平成 25 年 5 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の協議体制</li> <li>・ 中心市街地活性化基本計画のフォローアップ報告</li> <li>・ 第 2 期中心市街地活性化基本計画の骨子</li> <li>・ 今後のスケジュール</li> </ul>
平成 25 年 8 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 2 期山口市中心市街地活性化基本計画（案）について</li> <li>・ 一の坂川周辺地区整備事業「(仮称)一の坂川交通交流広場」について</li> <li>・ 中市町 1 番地区優良建築物等整備事業について</li> <li>・ 米屋町東地区優良建築物等整備事業について</li> <li>・ 今後のスケジュール</li> </ul>
平成 25 年 11 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 2 期山口市中心市街地活性化基本計画（案）について</li> <li>・ 第 2 期山口市中心市街地活性化基本計画（案）への意見書について</li> </ul>

#### ○運営幹事会

年月日	議題
平成 25 年 5 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の協議体制</li> <li>・ 中心市街地活性化基本計画のフォローアップ報告</li> <li>・ 第 2 期中心市街地活性化基本計画の骨子</li> <li>・ 今後のスケジュール</li> </ul>
平成 25 年 5 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 2 期中心市街地活性化基本計画に係る事業</li> </ul>
平成 25 年 10 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 2 期中心市街地活性化基本計画（案）について</li> <li>・ 中心市街地活性化協議会の意見書について</li> </ul>

### 3) 規約について

#### 山口中心市街地活性化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 山口商工会議所及び株式会社街づくり山口は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、山口市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 協議会は、事務所を山口県山口市中市町1番10号に置く。

(目的)

第4条 協議会は、次に掲げる事項に係る協議、並びに調査、研究、及び調整活動を行うことを目的とする。

- (1) 法第9条第1項に規定する基本計画（以下「基本計画」という。）に関し必要な事項
- (2) 法第9条第10項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及び認定基本計画の実施に関し必要な事項
- (3) 法第40条第1項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項

(協議会の構成)

第5条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 山口商工会議所
  - (2) 株式会社街づくり山口
  - (3) 山口市
  - (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
  - (5) 前号各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に該当する者であって、協議会の構成員でない者は、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。
- 3 前項の申し出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(協議会の組織)

第6条 協議会は、会長、副会長、幹事、監事及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第7条 会長は、山口商工会議所会頭をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 5 会長及び副会長は、非常勤とする。

(幹事)

第7条の2 協議会の幹事は、会員の中から会長が委嘱する。

(委員)

第8条 委員は、第5条1項各号に該当する者が指名する者をもって充てる。

2 委員は非常勤とする。

(オブザーバー)

第9条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(会議の種類)

第10条 会議の種類は、次のとおりとする。

- (1) 全体会議
  - (2) 運営幹事会
  - (3) 専門部会
- (全体会議)

第10条の2 全体会議(以下「会議」という)は、会長が招集する。

全体会議は、会員の参加により毎年1回以上開催し、基本計画の策定、変更に関する協議、各基本計画事業の実施報告、新規事業の説明等を行い、中心市街地活性化事業の関係者間の情報共有及び連携を図る。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第11条 会議は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席者の3分の2以上の多数により決する。

4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(運営幹事会)

第11条の2 運営幹事会は、適宜開催し、基本計画記載事業又は基本計画への記載を予定する事業について、専門部会の設置検討、連絡調整、活動報告、その他必要と認める事項を審議し、全体会議に報告する。

2 運営幹事会は、幹事をもって構成する。

3 運営幹事会は、幹事の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 運営幹事会の長は、協議会の副会長が兼務する。

5 運営幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

6 運営幹事会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 必要に応じて、運営幹事会に関係者の出席を求めることができる。

(協議結果の尊重)

第12条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(タウンマネージャーの設置)

第13条 協議会は、意見調整を円滑に進め、認定基本計画等を実施するために先導的な役割を担うタウンマネージャーを設置することができる。

(タウンマネージャーの責務)

第14条 タウンマネージャーは、次の責務を負う。

(1) 認定基本計画の実現に向けた意見調整等の活動を行う。

(2) 認定特定民間中心市街地活性化事業計画の作成、実施のための各種支援を行う。

(3) その他中心市街地の活性化に関し必要な活動を行う。

(専門部会の設置)

第15条 協議会は、その目的の実現のために協議する内容ごとに専門部会を置くことが

できる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第16条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、山口商工会議所が処理する。

(経費の負担)

第17条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、会費、負担金及び補助金その他の収入により負担するものとする。

(協議会の監査)

第18条 協議会の出納を監査するため、監事2人を置く。

2 監事は、会長が推薦し、協議会の同意を得て選任する。

3 監事は、非常勤とする。

4 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第19条 協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(費用弁償等)

第20条 会長、副会長、監事及び委員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の規定による費用弁償等の額、支給方法等は、会長が別に定める。

(会計年度)

第21条 協議会の会計は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(解散の場合の措置)

第22条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、山口商工会議所がこれを清算する。

(委任)

第23条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(規約の改正)

第24条 この規約は、必要に応じて協議会において改正することが出来るものとする。

## 附 則

1. この規約は、平成18年9月25日から施行する。

2. 第16条第2項の改正規定は、平成21年12月1日から施行する。

3. 第16条第2項の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

4. 第6条、第7条の2、第10条、第10条の2、第11条の2の改正規定は、平成24年8月30日から施行する。

## 山口市中心市街地活性化協議会専門部会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、山口市中心市街地活性化協議会規約第15条第2項の規定に基づき、山口市中心市街地活性化協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、山口市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）の会長（以

下「会長」という。)の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会への提案事項の調査研究及び調整に関する事項
  - (2) 中心市街地の活性化に関する課題、問題点の把握とその解決に関する事項
  - (3) その他中心市街地の活性化に関する事項
- (組 織)

第3条 専門部会は、部会長、副部会長及び委員をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会長は、協議会構成員の中から協議会会長が指名する者をもって充てる。

2 副部会長は、部会長が指名する者をもって充てる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委 員)

第5条 委員は、協議会構成員の中から会長が指名する者及びその他会長が必要と認める者をもって充てる。

(会 議)

第6条 専門部会の会議(以下「会議」という)は、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会長は、専門部会を主催し、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて会議に関係者等の出席を求めることができる。

(報 告)

第7条 部会長は、専門部会の協議の経過及び結果について会長及び協議会に報告しなければならない。

(庶 務)

第8条 専門部会の庶務は、山口商工会議所において処理する。

(委 任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、部会長が会長と協議の上、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成18年9月25日から施行する。
2. 第8条の規程の改正は、平成21年12月1日から施行する。
3. 第8条の規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 地域住民のニーズ等の客観的な把握

①山口市の中心市街地に関するアンケート調査

山口市の中心市街地の活性化に向け、市民の視点から中心市街地の満足度・意向等を把握するため、山口市の中心市街地に関するアンケート調査を平成25年1月から2月にかけて行っており、状況を把握し、基本計画への反映又は参考としました。

②山口市のまちなか(中心市街地)居住者アンケート調査

山口市の中心市街地の活性化に向け、居住者の視点から中心市街地の満足度・意向

等を把握するため、山口市まちなか（中心市街地）居住者アンケート調査を平成25年1月から2月にかけて行っており、状況を把握し、基本計画への反映又は参考としました。

### ③意見交換会

中心市街地活性化協議会の主催により、協議会構成員以外の団体（都市福利施設関係団体、イベント実施団体）に対して第2期計画（案）の概要説明を実施、今後の中心市街地活性化に係る意見交換を行い、基本計画への反映又は参考としました。

### ④住民自治会等への説明会

中心市街地内の住民自治会等を対象とした第2期計画（案）等の説明会を開催し、自治会等から意見をいただきました。基本計画に位置付ける取り組みの進め方や基本計画への反映又は参考としました。

### ⑤基本計画案に対する市民意見

地域住民の中心市街地に対する意識を把握するため、「第2期山口市中心市街地活性化基本計画（案）」に対する市民意見の募集（パブリックコメント）を平成25年11月26日から平成25年12月25日までの1か月間実施しました。

## （2）地域ぐるみでの取り組み状況

基本計画に基づく各種の事業を円滑かつ効果的に実施していくためには、公民の役割分担を明確にした上で、各事業準備段階から、関係者の連携を図ることが不可欠です。

まちづくりの主体は地域住民であるが、中心市街地活性化に資する事業に対し、市として必要な助言及び支援措置を適時的確に行っていくこととします。

### ①山口中心市街地まちづくり推進協議会

山口中心市街地まちづくり推進協議会は、多くのまちづくり会員によって旧中心市街地活性化基本計画に基づく商業活性化地区のまちづくりを円滑に推進し地区の活性化並びに良好な環境の確保を目的に、平成11年10月26日に設立されました。市、TMOと一体となって安全安心快適なまちづくりに向けた様々な検討、広報活動、中心市街地の歴史を紹介するパンフレットを作成や歴史的な場所や通りを紹介するサインの設置などの活動をされています。この下部組織として7つのブロック協議会が設立されており、そのうちの一の坂川周辺地区ブロック協議会では中心市街地を流れる一の坂川を活かしたまちづくりへの取り組みや中心市街地の歴史的な場所を紹介するサインの設置やブログの運営、アートふる山口への参加、クリスマスイルミネーションの実施、清掃活動などの活動を続けています。

### ②湯田温泉まちづくり協議会

湯田温泉まちづくり協議会は地域住民、諸団体など多くの会員によって、住民と観光客のふれあうことができ、人と車の共生した温泉情緒と回遊性のあるまちづくりを進め

るため、平成16年11月7日に設立されました。各種部会を設けて、市と一体となってまちづくりの推進に向けて活動されています。具体的には駐車禁止取締重点地区に指定されたことにより、タクシーが待機できるスペースを設けるため、地元住民、タクシー協会、部会で調整を重ね、タクシーベイを設置しています。また、湯田温泉街の環境整備などの計画についても検討を重ねており、湯田温泉という資源を活かした活性化へ向け、今後中心市街地との連携を推進していきます。

### ③アートふる山口

平成8年からボランティア、地元住民が中心となり、地域の人とふれあいながら気軽に西の京山口の街並みを楽しんでもらおうと、民家やお店などを手作りの小さな美術館に見立て、懐かしいものなど様々な展示品の公開や催しを行う「アートふる山口」というイベントが毎年秋に大殿地区から中心市街地にかけての地域で開催されています。



### ④ほたるを守る活動

一の坂川のホタルも地域のまちづくりによって支えられています。大殿ホタルを守る会は、ゲンジボタルの養殖・放流、地域住民によるホタル発生状況調査、住民・大殿小学校の児童らと協働した河川清掃、ほたる鑑賞の夕べ、アートふる山口などにも参加されるなど活発に活動されています。



### ⑤ほっとエスコート

中心商店街において、地元大学生の参加による高齢者の買い物のサポート、まちの案内、清掃活動を行う「てごのてほっとエスコート」事業を行っており、また来なくなる楽しい商店街を目指し、平成18年11月から活動を続けられています。



ほっとエスコートは、ほっとさろん中市「まちのえき」で行っているタウンモビリティ事業のひとつであり、この他電動カートや車いすの貸し出し、交流サロン事業の実施など、高齢者、障がい者への福祉の増進を図る事業を実施しています。

### ⑥てとてと

中心商店街内の空き店舗を活用して、子育てに関する情報提供、子育てに関する不安や疑問などの相談対応、親子で参加できる講座や子育て講習なども実施しています。

また、子育て支援活動に関わる人材発掘や育成機能もあわせもつ施設として、平成15年から運営されています。



### ⑦さぼらんて

中心商店街内の空き店舗を活用して、市民活動の参加へのきっかけづくりと活動支援を行う拠点として、市民活動支援センター「さぼらんて」を設置しており、各種イベントや講座



の実施、市民団体の活動紹介、相談コーナー、会議室の提供などを行い、市民と行政が協働して地域社会の発展を目指す活動を続けています。

### ⑧山口情報芸術センター（YCAM）

平成15年に開館した施設で、アート、パフォーマンスのオリジナル作品を制作、発表しています。高度な技術力と、多様な表現に対応する応用力、アーティストの感性を結びつける独自のプロダクションを通じ、新しい芸術表現の可能性を追求しています。平成25年度にはYCAM10周年記念祭として中心市街地内においても、多様なイベントを企画され、これまでになかった発想による表現がなされました。



### ⑨サークルセブン

サークルセブンは商店街の若手経営者等の有志の団体で、地域の学生と連携し、市民の方に商店街で楽しい思い出をたくさん作ってもらい、商店街に愛着を持ってもらえるように市民参加型イベントを多数企画・実施し、定期的に商店街清掃活動等を行っています。



